

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 2 日

関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

既存住宅を対象とした省エネ性能表示制度の運用の準備について（周知依頼）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠に有難うございます。

令和 6 年 4 月に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の一部が施行され、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に対する省エネ性能の表示の努力義務等を内容とする、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度（以下「本制度」という。）が施行されました。本制度では、令和 6 年 4 月以降に新築の確認申請等を行った建築物（以下「新築建築物」という。）については、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号。以下「告示」という。）に定める省エネ性能ラベルの表示を求めているところです。

今般、既存建築物（新築建築物以外の建築物をいう。）における省エネ性能表示を推進する観点から、省エネ性能を把握しておらず、省エネ性能ラベルを表示することが困難な既存住宅において、省エネ性能の向上に資する部位（断熱性の高い窓や、高効率の給湯器など）を有している旨を表示するためのラベル（以下「省エネ部位ラベル」という。）を検討・策定し、対応する改正告示の公布及び建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改定を行いました。省エネ部位ラベルの運用開始は令和 6 年 11 月 1 日を予定しており、同時期までに省エネ部位ラベルの作成プログラムを公表する予定です。

関係団体各位におかれましては、「省エネ部位ラベル」の運用開始に向けた準備の取組が円滑に行われ、本制度の運用開始後、告示及びガイドラインに従った適切な表示の実施が確保されるよう、貴団体関係者への積極的な情報提供をお願いいたします。

◆ 本件に関する問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

電 話：03-5253-8111（内線 39474、39459）

担 当：課長補佐 井波、係長 尾内

◆ （参考）ガイドラインの公開先

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>

